

子ども・子育て支援新制度移行に関連した各種条例（案）について

【基準条例の必要性】

平成27年4月から施行される予定の「子ども・子育て支援新制度」に関する運営や施設などの基準については、条例で規定することが法律で義務づけられている。

このため、同制度の施行に必要な基準について、国の定める基準（府省令）を踏まえ、条例を制定するもの。

※国の定める基準は、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分される。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準で、当該基準に従う範囲内での地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準	自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される。

【制定する基準条例】

- ① 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
 - ・幼保連携型認定こども園の設置認可を行う際の基準について、都道府県（当該施設が指定都市又は中核市の区域内に所在する場合は、当該指定都市又は中核市）が定めるもの。
- ② 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
 - ・家庭的保育事業（5人以下）、小規模保育事業（6人以上19人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4類型につき、市町村が認可を行う際の基準を定めるもの。
- ③ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
 - ・認可を受けた施設、事業者の中で、教育・保育給付の対象となる施設、事業者を市町村が確認するための基準となるもの。

【その他】

基準条例のほか、新制度移行に関連した条例等を以下のとおり予定。

ア. 子ども・子育て支援法第87条による過料の規定について

イ. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第25条における合議制の機関設置について